

特定業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定業務共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 6-7つくばちびっ子博士デジタルスタンプラリー運営管理業務委託
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当特定業務共同企業体は、〇〇・△△特定業務共同企業体（以下「当企業体」）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は令和 年（ 年） 月 日に成立し、第1条に規定する業務（以下「本業務」という。）の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 当企業体は、本業務を受託することができなかつたときは、前項の規定に関わらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、株式会社 〇〇〇〇 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義を持って業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務の業務委託料の変更があっても、この比率は変えないものとする。

構成員名	株式会社	〇〇〇〇	〇〇%
------	------	------	-----

構成員名	株式会社	〇〇〇〇	〇〇%
------	------	------	-----

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の委託契約の履行及びその他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇銀行〇〇〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、本業務完了時に決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条の規定による割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち本業務において前項の規定により脱退した者がある場合において、

残存構成員が協同連帯して本業務を履行する。

- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが本業務において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが本業務において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び

委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外1社は、上記のとおり〇〇・△△特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持し、1通を発注者へ提出するものとする。

令和5年(2023年) 月 日

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名